

## 自然環境の変化に即した農漁業の振興対策と規制の緩和等を求める意見書

宮城県内の第一次産業は、東日本大震災からの復旧・復興をなし得たにもかかわらず、気候変動等に伴う世界的な自然環境の変化や急激な円安などの影響によって、農漁業用生産資材の価格上昇が続き、生産基盤の脆弱化が進んでいる。

こうしたなか、第一次産業である農漁業を活性化させ、持続可能な産業として維持していくためには、自然環境の変化に即した振興策と規制緩和等への下記取り組みが正に必要である。

### 記

- 1 農業分野においては、国は、大規模農家への支援と振興を中心に対策をとってきているものの、「中小規模農家」が担う中山間部の営農には、実感できるような支援が行き届いておらず、また、燃料・肥料・農薬など、あらゆる価格高騰が追い打ちとなり、その多くが経営困難に陥り、また、価格高騰の煽りから、農機具の更新が非常に難しく、離農者が後を絶たない。

こうしたことから、中小規模農家を支援するための制度を国が創設し、国策としての農業文化の継承を大切にした中小規模農家への基盤強化を図るべきである。

- 2 漁業分野においては、自然環境が著しく変化し、漁場の水温が30度を超えるなど自然環境の変化から、漁獲高が激減している。また、ヒラメなどのカレイ類から太刀魚やフグなどへ、これまで漁獲されて来なかった南方系の魚種へ大きく変移してきているため、漁業者が所有する漁具では対応しきれず、現況に見合う漁具を取り揃えなければならないが、購入には多くの資金が必要となることが、関係者への大きな打撃となっている。

さらに、漁獲した魚が規制上水揚げできないものが多く含まれるものの、廃棄に係る安直な行動などは当然許されるものではない。

これらのことから、国は新たな魚種に対応した漁具の購入に係る支援策、及び漁獲規制の緩和を図るべきである。

よって、本議会は、国に対し、自然環境の変化に即した農漁業の振興対策と規制の緩和等を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月4日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

あて

宮城県山元町議会